

この重要事項に関する説明書は、ガス事業法に基づき、お客さまと当社との間のガス需給契約（以下、「本契約」といいます。）を締結するにあたって重要な事項を説明するものです。必ず、事前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

## 1. 本契約のお申し込み

(1) お客さまが新たに本契約の締結を希望される場合は、あらかじめ当社が定めるガス需給約款を承諾のうえ、当社所定の様式にてお申し込みをしていただきます。

(2) お客さまは、本契約のお申し込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申し込みをしていただきます。なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。

- ・お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下、「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款（以下、「託送約款等」といいます。）に定める需要家等に関する事項を遵守すること。
- ・ガス小売事業者である株式会社サイサン（以下、「当該ガス小売事業者」といいます。）が法令に基づき実施した消費機器調査の結果等について、当該一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること。
- ・需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般ガス導管事業者が託送契約のために必要とする事項について、当社が当該ガス小売事業者を通じて、当該一般ガス導管事業者に提出すること。
- ・当社およびガス小売事業者が法令に定める直近の消費機器調査の結果等、本契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス導管事業者から提供を受けること。

## 2. ガスの供給主体

当社は、当該ガス小売事業者との取次委託契約に基づき、ガスを販売いたします。なお、当社は、当該ガス小売事業者の取次としてお客さまと本契約を締結いたしますが、実際のガスの供給は当該ガス小売事業者により行われます。

## 3. 契約の成立

本契約は、お客さまからのお申し込みを受け、当社が承諾したときに成立いたします。

## 4. 契約期間

本契約が成立した日から、原則として供給開始日以降36ヶ月間といたします。

## 5. 契約更新の取扱

契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申し出がない場合は、契約は使用期間満了後も36ヶ月ごとに同一条件で更新いたします。

## 6. お客さまの申し出による契約の解除・変更

(1) 本契約の解約を希望されるお客さまは、解約希望日の7営業日前までに当社に対してお申し出いただくものといたします。

(2) 契約変更については、本書記載の＜各種お手続き・お問い合わせ先＞までご連絡ください。

## 7. 当社からの申し出による供給の停止・契約の解除

お客さまが以下のいずれかに該当する場合には、当社は当該ガス小売事業者を通じてお客さまに対するガスの供給を停止し、または本契約を解除することがあります。この場合、当社は解除日の15日程度前および5日程度の日数をおいて、予告いたします。

- ・お客さまが料金（本契約以外の料金を含みます。）を当社の定める支払期限を経過してなお支払われない場合
- ・お客さまがガス需給約款により支払を要する料金以外の債務を支払わない場合等ガス需給約款に違反した場合
- ・お客さまが当社、当該ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者の係員の行う作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合
- ・お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、もしくは反社会的勢力と判断される状態となった場合
- ・託送約款等に基づき、当該一般ガス導管事業者によりお客さまに対するガスの供給が停止されている場合

8. 供給契約の終了

- (1) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、本契約の終了後、ガスメーター等当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾をえて、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。
- (2) 本契約の終了にともない、当該一般ガス導管事業者が設備の原状回復を行う場合で、託送約款等に基づき、当社が当該一般ガス導管事業者よりその費用の請求を受けた当該ガス小売事業者からその費用の請求を受けたときは、お客さまは、当該金額を、当社が定める日までに、当社に支払うものといたします。

9. 契約に関わる注意事項

当社へお申し込み前にご利用されていたガス小売事業者（以下、旧事業者といいます。）との間で締結された契約内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へお申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。以下例をはじめとする旧事業者との取引・ご利用されたサービス等について、当社へのお申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。

- 特典およびポイントサービス：割引メニューまたは割引サービス
- 各種照会サービス：その他旧事業者との取引に係るサービス等

10. 取次委託契約終了時の措置

当社と当該ガス小売事業者との取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合、当社の別途の定めがない限り、ただちに、本契約に関するお客さまの契約の相手方が当社から当該ガス小売事業者に変更となります。

| 11. ガス料金                                                                      |                  |              |            |
|-------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------|------------|
| ガス料金は、1月の使用量に基づき指定された基本料金と従量料金の合計によって算定された金額となります。ただし、従量料金は別途原料費調整額を加減算いたします。 |                  |              |            |
| (1) 対象ガスプラン料金表 オフィスガス119（消費税等相当額込）                                            |                  |              |            |
|                                                                               | 1か月のガスご使用量       | 基本料金(円/月)    | 従量料金(円/m³) |
| 東京ガスエリア                                                                       | 0m³から20m³まで      | 736円 23 銭    | 140円 95 銭  |
|                                                                               | 20m³をこえ80m³まで    | 1,024円 32 銭  | 126円 54 銭  |
|                                                                               | 80m³をこえ200m³まで   | 1,195円 04 銭  | 124円 41 銭  |
|                                                                               | 200m³をこえ500m³まで  | 1,835円 24 銭  | 121円 21 銭  |
|                                                                               | 500m³をこえ800m³まで  | 6,103円 24 銭  | 112円 67 銭  |
|                                                                               | 800m³をこえる場合      | 12,078円 44 銭 | 105円 20 銭  |
| 東邦ガスエリア                                                                       | 0m³から20m³まで      | 736円 23 銭    | 204円 30 銭  |
|                                                                               | 20m³をこえ50m³まで    | 1,541円 21 銭  | 163円 95 銭  |
|                                                                               | 50m³をこえ100m³まで   | 1,778円 33 銭  | 159円 21 銭  |
|                                                                               | 100m³をこえ250m³まで  | 2,015円 44 銭  | 156円 84 銭  |
|                                                                               | 250m³をこえ500m³まで  | 2,568円 70 銭  | 154円 62 銭  |
|                                                                               | 500m³をこえる場合      | 6,895円 97 銭  | 145円 97 銭  |
| 大阪ガスエリア                                                                       | 0m³から20m³まで      | 736円 23 銭    | 169円 57 銭  |
|                                                                               | 20m³をこえ50m³まで    | 1,323円 87 銭  | 140円 18 銭  |
|                                                                               | 50m³をこえ100m³まで   | 1,586円 67 銭  | 134円 93 銭  |
|                                                                               | 100m³をこえ200m³まで  | 2,012円 48 銭  | 130円 67 銭  |
|                                                                               | 200m³をこえ350m³まで  | 3,401円 55 銭  | 123円 72 銭  |
|                                                                               | 350m³をこえ500m³まで  | 3,719円 68 銭  | 122円 82 銭  |
|                                                                               | 500m³をこえ1000m³まで | 6,772円 48 銭  | 116円 71 銭  |
|                                                                               | 1000m³をこえる場合     | 7,088円 87 銭  | 116円 40 銭  |

|         |             |              |            |          |
|---------|-------------|--------------|------------|----------|
| 西部ガスエリア | 福岡北九州地区     | 0㎡から15㎡まで    | 913円 00銭   | 246円 76銭 |
|         |             | 15㎡をこえ30㎡まで  | 1,133円 00銭 | 232円 10銭 |
|         |             | 30㎡をこえ100㎡まで | 1,562円 00銭 | 217円 80銭 |
|         |             | 100㎡をこえる場合   | 2,167円 00銭 | 211円 75銭 |
|         | 熊本・佐世保・長崎地区 | 0㎡から14㎡まで    | 913円 00銭   | 252円 24銭 |
|         |             | 14㎡をこえ29㎡まで  | 1,133円 00銭 | 237円 25銭 |
|         |             | 29㎡をこえ97㎡まで  | 1,562円 00銭 | 222円 64銭 |
|         |             | 97㎡をこえる場合    | 2,167円 00銭 | 216円 45銭 |

[ア] でんきセット割 適用条件: お客さまが次のいずれにも該当する場合にでんきセット割を適用します

- ①当社が取扱う対象電力プランを利用中であり、かつその旨をお客さまから当社に対して申告があること。
- ②対象電力プランの電力需給契約が終了した場合は、事由の如何を問わず、でんきセット割の適用対象外となります。

[イ] でんきセット割適用後料金表(消費税等相当額込)

|         |             | 1か月のガスご使用量     | 基本料金(円/月)   | 従量料金(円/㎡) |
|---------|-------------|----------------|-------------|-----------|
| 東京ガスエリア |             | 0㎡から20㎡まで      | 728円 64銭    | 139円 49銭  |
|         |             | 20㎡をこえ80㎡まで    | 1,013円 76銭  | 125円 24銭  |
|         |             | 80㎡をこえ200㎡まで   | 1,182円 72銭  | 123円 12銭  |
|         |             | 200㎡をこえ500㎡まで  | 1,816円 32銭  | 119円 96銭  |
|         |             | 500㎡をこえ800㎡まで  | 6,040円 32銭  | 111円 51銭  |
|         |             | 800㎡をこえる場合     | 11,953円 92銭 | 104円 12銭  |
| 東邦ガスエリア |             | 0㎡から20㎡まで      | 728円 64銭    | 202円 09銭  |
|         |             | 20㎡をこえ50㎡まで    | 1,525円 32銭  | 162円 26銭  |
|         |             | 50㎡をこえ100㎡まで   | 1,760円 00銭  | 157円 57銭  |
|         |             | 100㎡をこえ250㎡まで  | 1,994円 66銭  | 155円 23銭  |
|         |             | 250㎡をこえ500㎡まで  | 2,542円 21銭  | 153円 03銭  |
|         |             | 500㎡をこえる場合     | 6,824円 88銭  | 144円 47銭  |
| 大阪ガスエリア |             | 0㎡から20㎡まで      | 728円 64銭    | 167円 82銭  |
|         |             | 20㎡をこえ50㎡まで    | 1,310円 22銭  | 138円 74銭  |
|         |             | 50㎡をこえ100㎡まで   | 1,570円 31銭  | 133円 54銭  |
|         |             | 100㎡をこえ200㎡まで  | 1,991円 73銭  | 129円 32銭  |
|         |             | 200㎡をこえ350㎡まで  | 3,366円 48銭  | 122円 45銭  |
|         |             | 350㎡をこえ500㎡まで  | 3,681円 33銭  | 121円 56銭  |
|         |             | 500㎡をこえ1000㎡まで | 6,702円 66銭  | 115円 51銭  |
|         |             | 1000㎡をこえる場合    | 7,015円 56銭  | 115円 20銭  |
| 西部ガスエリア | 福岡北九州地区     | 0㎡から15㎡まで      | 903円 87銭    | 244円 29銭  |
|         |             | 15㎡をこえ30㎡まで    | 1,121円 67銭  | 229円 77銭  |
|         |             | 30㎡をこえ100㎡まで   | 1,546円 38銭  | 215円 62銭  |
|         |             | 100㎡をこえる場合     | 2,145円 33銭  | 209円 63銭  |
|         | 熊本・佐世保・長崎地区 | 0㎡から14㎡まで      | 903円 87銭    | 249円 71銭  |
|         |             | 14㎡をこえ29㎡まで    | 1,121円 67銭  | 234円 87銭  |
|         |             | 29㎡をこえ97㎡まで    | 1,546円 38銭  | 220円 41銭  |
|         |             | 97㎡をこえる場合      | 2,145円 33銭  | 214円 28銭  |

## (2) 事務手数料

### [ア] 初回事務手数料

初回事務手数料として3,850円(税込)を申し受けます。

### [イ] 解約事務手数料

更新月(需給開始月(本契約が更新された場合には、更新された月)から起算して36ヶ月とその翌月を指すものとします。)を除き、契約期間内に解約となる場合、解約事務手数料3,850円(税込)をお支払いいただきます。ただし、以下の理由の場合を除きます。

①建替により解約する場合で、建替後も当社とご契約いただく場合

②その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合

## 12. 原料費調整

### 1. 原料費調整額の算定

#### (1) 平均原料価格

1トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

【東京ガスエリア】 平均原料価格 =  $A \times \alpha + B \times \beta$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLNG平均価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLPG平均価格

$\alpha = 0.9479$   $\beta = 0.0546$

【東邦ガスエリア】 平均原料価格 =  $A \times \alpha + B \times \beta$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLNG平均価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLPG平均価格

$\alpha = 0.9576$   $\beta = 0.0466$

【大阪ガスエリア】 平均原料価格 =  $A \times \alpha + B \times \beta$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLNG平均価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLPG平均価格

$\alpha = 0.9476$   $\beta = 0.0569$

【西部ガスエリア(福岡・北九州)】 平均原料価格 =  $A \times \alpha + B \times \beta$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLNG平均価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLPG平均価格

$\alpha = 0.9432$   $\beta = 0.0620$

【西部ガスエリア(熊本・佐世保・長崎)】 平均原料価格 =  $A \times \alpha + B \times \beta$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLNG平均価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLPG平均価格

$\alpha = 0.9423$   $\beta = 0.0620$

#### (2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

【東京ガスエリア】

イ. 1トン当たりの平均原料価格が57,250円を下回る場合

調整単位料金(1立方メートルあたり) = 基準単位料金 -  $0.081円 \times 原料価格変動額 / 100円 \times (1 + 消費税率)$

ロ. 1トン当たりの平均原料価格が57,250円を上回る場合

調整単位料金(1立方メートルあたり) = 基準単位料金 +  $0.081円 \times 原料価格変動額 / 100円 \times (1 + 消費税率)$

【東邦ガスエリア】

イ. 1トン当たりの平均原料価格が83,350円を下回る場合

調整単位料金(1立方メートルあたり) = 基準単位料金 -  $0.081円 \times 原料価格変動額 / 100円 \times (1 + 消費税率)$

ロ. 1トン当たりの平均原料価格が83,350円を上回る場合

調整単位料金 (1立方メートルあたり) = 基準単位料金 + 0.081円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

【大阪ガスエリア】

イ. 1トン当たりの平均原料価格が64,090円を下回る場合

調整単位料金 (1立方メートルあたり) = 基準単位料金 - 0.081円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

ロ. 1トン当たりの平均原料価格が64,090円を上回る場合

調整単位料金 (1立方メートルあたり) = 基準単位料金 + 0.081円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

【西部ガスエリア (福岡・北九州)】

イ. 1トン当たりの平均原料価格が85,350円を下回る場合

調整単位料金 (1立方メートルあたり) = 基準単位料金 - 0.081円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

ロ. 1トン当たりの平均原料価格が85,350円を上回る場合

調整単位料金 (1立方メートルあたり) = 基準単位料金 + 0.081円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

【西部ガスエリア (熊本・佐世保・長崎)】

イ. 1トン当たりの平均原料価格が85,350円を下回る場合

調整単位料金 (1立方メートルあたり) = 基準単位料金 - 0.083円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

ロ. 1トン当たりの平均原料価格が85,350円を上回る場合

調整単位料金 (1立方メートルあたり) = 基準単位料金 + 0.083円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てといたします。

(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| 平均原料価格算定期間                                         | 原料費調整単価適用期間                   |
|----------------------------------------------------|-------------------------------|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間                                 | その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間    |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間                                 | その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間    |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間                                 | その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間    |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間                                 | その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間    |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間                                 | その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間   |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間                                 | その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間  |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間                                 | その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間  |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間                                | その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間                                | 翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間     |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間                               | 翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間     |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間                             | 翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間     |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間) | 翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間     |

(4) 原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

(5) 基準平均原料価格

【東京ガスエリア】1トン当たりの基準平均原料価格は57,250円といたします。

【東邦ガスエリア】1トン当たりの基準平均原料価格は83,350円といたします。

【大阪ガスエリア】1トン当たりの基準平均原料価格は64,090円といたします。

【西部ガスエリア(福岡・北九州)】1トン当たりの基準平均原料価格は85,350円といたします。

【西部ガスエリア(熊本・佐世保・長崎)】1トン当たりの基準平均原料価格は85,350円といたします。

#### (6) 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上るとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満るとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

#### 2. 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1立方メートルにつき8銭1厘

#### 3. 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLNG平均価格、1トン当たりのLPG平均価格および1(2)によって算定された原料費調整単価を当社所定の方法にてお知らせいたします。

### 13. 供給開始予定日

(1)「お申し込み手続き完了のご案内」に記載の供給開始予定日をご確認ください。

(2) 当社への申し込み前から既にガスの使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。

### 14. ガスの計量方法

当該一般ガス導管事業者設置のガスメーターの読みにより、計量いたします。

### 15. ガス料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める検針日（以下「検針日」といいます。）を基準とし、前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間といたします。ただし、ガスの供給を開始した場合の料金の算定期間は、当該開始した日から次の検針日までの期間（開始日を含みます。）とし、需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、直前の検針日の翌日から当該終了した日までの期間（終了日を含みます。）といたします。

### 16. 料金の日割計算(1)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

#### (1) 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数/30

<備考>

イ. 基本料金は、料金表における基本料金（割引制度を適用する場合は割引制度適用後料金表における基本料金）とします。

ロ. 日割計算日数は、料金算定期間の日数とします。

ハ. 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てとします。

#### (2) 従量料金

この主契約料金表に定めるとおりの従量料金といたします。

### 17. 料金の日割計算(2)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、主契約料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

#### (1) 日割計算後基本料金

基本料金×(30－供給中止期間の日数)/30

## <備考>

- イ. 基本料金は、料金表における基本料金（割引制度を適用する場合は割引制度適用後料金表における基本料金）とします。
- ロ. 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給開始の日までの日数とします。ただし、31日以上の場合は30日とします。
- ハ. 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てとします。

## (2) 従量料金

この主契約料金表に定めるとおりの従量料金といたします。

## 18. 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまのガス料金の支払義務は、お客さまごとに託送約款等に定める定例検針日（以下「支払義務発生日」といいます。）といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、請求を行った月の翌月末日といたします。なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

## 19. ガス料金の支払方法

- (1) 料金については当社の指定するクレジットカード支払、口座振替のいずれかの方法から、お客さまのご選択により支払っていただきます。なお、初回または登録が完了するまでの間のガス料金のお支払い等については、当社が発行するコンビニ払込用紙を発送させていただくことがございますので、お手数ですが、コンビニ払込用紙に記載されているお支払い期日までに払込みをお願いいたします。
- (2) コンビニ払込用紙での請求については、請求事務手数料110円（税込）と払込用紙発行手数料として319円（税込）をお支払いいただきます。

## 20. ガスご使用量および請求金額の確認について

- (1) お客さま専用Webサイト (<https://www.officebilling-plus.com>) にてガス使用量および請求金額をご確認いただけます。なお、このWebサイト運用のため、サービス利用料として1請求ごと8.8円（税込）/月を申し受けます（同一契約者の複数の契約を合算にてまとめた場合も1請求ごとの請求となります）。
- (2) ご利用料金内訳明細書をご希望の場合、165円（税込）/月にて郵送いたします。

## 21. 供給ガスの熱量、圧力およびガスグループ

当該ガス小売事業者が供給するガスの熱量、圧力およびガスグループは以下のとおりです。

[熱量]標準熱量：45MJ      最低熱量：44MJ  
(西部ガス 熊本・長崎・佐世保地区の標準値：46MJ)  
[圧力]最高圧力：2.5kPa      最低圧力：1.0kPa  
[ガスグループ]13A

## 22. 需要場所への立入りによる義務の実施

当該一般ガス導管事業者は、次の業務を実施するため、当社または当該ガス小売事業者が必要と認める業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、お客さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

- ・ 当該一般ガス導管事業者の供給施設の検査および消費機器の調査のための業務
- ・ 当該一般ガス導管事業者の供給施設の設計、工事または維持管理に関する業務
- ・ 本契約の廃止により、ガスの供給を終了させるために必要な業務
- ・ ガスの供給または使用の制限、中止もしくは停止または再開のための業務
- ・ 検針、ガスメーター等の取替え業務
- ・ その他保安上必要な業務

## 23. 供給の制限等

お客さまは、供給の制限等について、次の事項を承諾するものといたします。

(1) 当社または当該ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給の制限、停止もしくは中止し、またはお客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。

- ・ 災害および感染症の流行等その他の不可抗力による場合
- ・ ガス工作物に故障が生じた場合
- ・ ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工のための必要がある場合
- ・ 法令の規定による場合
- ・ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
- ・ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
- ・ 保安上またはガスの安定供給上必要がある場合
- ・ その他託送約款等に定める託送供給の制限、停止または中止の事由に該当する場合

(2) (1)の場合には、当社または当該ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を広告、その他適切な方法によってお客さまにお知らせすることがあります。

## **24. 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用負担**

お客さまは、供給の制限等について、次の事項を承諾するものといたします。

(1) ガス工事をお申し込みされる場合は、当該一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款に基づき、当該一般ガス導管事業者にお申し込みをしていただきます。

(2) 内管およびガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置および整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

(3) ガスメーターは、当該一般ガス導管事業者所有のものを設置し、これに要する工事費は、お客さまに負担していただきます。

(4) お客さま所有の供給施設の修繕費(修繕、改修、取替え等に要する費用をいいます。)は、お客さまに負担していただき、当該一般ガス導管事業者の供給施設の修繕費は、当該一般ガス導管事業者が負担することを原則といたします。

(5) その他ガス工事に関する事項は、託送約款等によります。

## **25. 工事費等の支払いおよび精算**

(1) 当社は、託送約款等に基づき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費、工事負担金、設備負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を当該ガス小売事業者より受けた場合は、お客さまに対し当該ガス小売事業者が受けた金額を申し受けます。

(2) お客さまは、当社が定める期日までに当社の指定する方法によりその金額を当社にお支払いいただきます。

(3) 当該一般ガス導管事業者より当該ガス小売事業者が、工事完了後、工事費、工事負担金または設備負担金等の精算を受けた場合は、当社は、お客さまとの間で工事費、工事負担金または設備負担金等をすみやかに精算するものといたします。

## **26. 供給施設等の保安責任**

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

(1) 内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。また、当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令等の定めるところにより、お客さまの資産となる供給施設について検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客さまの承諾がえられないことによって検査ができなかった場合等、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。

(2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令等の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査の結果を、すみやかにお客さまにお知らせします。

(3) 当該一般ガス導管事業者の責めとならない理由によりお客さまが損害を受けたときは、当該一般ガス導管事業者はその責めを負いません。

## 27. 周知および調査業務

(1) 当該ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法に定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。

(2) 当該ガス小売事業者は、ガス事業法令等の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法に定める技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法に定める技術基準に適合していない場合、当該ガス小売事業者は、お客さまにガス事業法令に定める技術基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等の所要の措置、およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。

(3) 当該ガス小売事業者は、(2)の通知に係るガス機器について、ガス事業法に定めるところにより、再び調査いたします。

## 28. 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

(1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。

(2) 当社または当該ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社または当該ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。

(3) お客さまは、23(供給施設等の保安責任)(2)および24(周知および調査義務)(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令等に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。

(4) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、当該一般ガス導管事業者の承諾をえていただきます。

(5) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。

(6) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

## 29. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

(1) お客さまは、当社または当該ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。

(2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾をえていただきます。また、当社は、これらの情報および当該一般ガス導管事業者の保安業務に有益な情報等について、当該ガス小売事業者を通じて当該一般ガス導管事業者へ通知いたします。

(3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用はお客さまの負担といたします。

(4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動車または次のすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。

- ・高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること
- ・当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること
- ・料金表に定める供給ガスに適合するものであること

- ・高圧ガス保安法その他の関係法令に定める検査の有効期限内のものであること
- ・当該一般ガス導管事業者で認めた安全装置を備えるものであること

(5) お客さまは、ガス事業法第62条に基づき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。

- ・当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めること
- ・仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合に、保安業務に協力すること

なお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣から当該所有者および占有者に協力するよう勧告されることがあります。

### 30. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、当社に申し出ていただくことにより、託送約款等に基づき、当該ガス小売事業者を通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、消費機器、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

### 31. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合は、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社および当該ガス小売事業者へ提供することについて、承諾するものといたします。

### 32. その他

ガス需給約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてガス需給約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。なお、当該一般ガス導管事業者がお客さまとの協議が託送約款等の実施上必要であると判断した場合、お客さまは、当該一般ガス導管事業者と協議していただきます。

### 33. 各種お手続き・お問い合わせ

契約のお手続き、解約、その他ご不明の点、お問い合わせは、＜各種お手続き・お問い合わせ先＞までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更にともない本契約を解約する場合、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申し込みが必要になるためお早めにお申し込みください。

|                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>＜各種お手続き・お問い合わせ先＞</p> <p>● 取次事業者：株式会社東名</p> <p>代表取締役 日比野 直人</p> <p>〒510-0001</p> <p>三重県四日市市八田二丁目1番39号</p> <p>電話番号：0120-119-885</p> <p>〔受付時間：9時00分～18時00分<br/>(年末年始、一部の窓口を除く)〕</p> | <p>＜ガス小売事業者＞</p> <p>株式会社サイサン(登録番号A0023)</p> <p>代表取締役 川本 武彦</p> <p>〒330-0854</p> <p>埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地5</p> <p>電話番号：0120-41-3130</p> <p>〔受付時間：24時間〕</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

個人情報の取り扱いについて

当社所定の様式にてお申し込みされ、登録したお客さまの個人情報〔氏名、住所、電話番号等連絡先情報および小売供給契約の契約番号、供給地点に関する情報（託送供給契約を締結する一般ガス導管事業者の供給区域、供給地点特定番号、託送契約高情報、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止処置方法）等〕は、当社および当該ガス小売事業者・当該一般ガス導管事業者による託送供給契約の変更または解約、小売供給の廃止取次、供給地点に関する情報の確認、ガスの検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく当該一般ガス導管事業者の業務遂行、また、グループ会社・協力会社等で取扱う各種商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提供・販売等およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理により共同で利用することがあります。なお、個人情報の利用目的は、当社ホームページでもご案内しておりますので、そちらもあわせてご確認ください。

クーリング・オフに関するお知らせ

1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日を含めて8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面を発信した時（郵便消印日付など）から発生します。
2. この場合
  - ① お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
  - ② すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
  - ③ お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
  - ④ お客さまにはガスを使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。
4. クーリング・オフを行う場合は、ハガキ等（簡易書留が確実です。）により株式会社東名宛に郵送してください。

[解除書面の記入例]

表面

切手

510 - 0001

三重県四日市市八田二丁目1番39号

株式会社東名  
都市ガス申込窓口 行

● ご住所

● ご契約者名  
(フリガナ)

● お電話番号

裏面

● 申込み(契約)年月日(西暦表記)

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

● ガスの契約プラン

〇〇〇〇プラン

● ガスの供給地点特定番号

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

上記の契約を解除しますので  
通知します。